

第 2 次
稲敷市男女共同参画計画

平成 2 5 年 3 月

稲 敷 市

第2次計画の策定にあたって

男女共同参画社会とは、女性も男性もお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を發揮できる社会をいいます。この社会の実現は、国において少子高齢化などさまざまな問題を乗り切るための重要課題として位置づけられています。

当市におきましては、平成19年3月に稲敷市男女共同参画計画を策定し、各種事業に取り組みながら推進を行ってきました。これにより男女共同参画への意識が市民に浸透してきましたが、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられた性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会慣行は簡単に変える事は難しいものです。

また、私達を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行、高度情報化の進展・価値観やライフスタイルの多様化により、大きく変化しております。

女性はもとより、子ども、高齢者、男性にとっても多様な生き方を可能にする社会環境が求められており、今後より一層の意識づくりや環境づくりが必要となっております。

このような状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現を加速させていくために、「第2次稲敷市男女共同参画計画」を策定しました。

本計画を着実に推進し、本市が目指す男女共同参画社会を実現するためには、行政はもとより、市民の皆様をはじめ、企業や学校など、地域社会が一体となり連携して取り組んでいく必要があります。

今後もより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました稲敷市男女共同参画審議会委員の皆様、ご意見等をいただきました関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

平成25年3月

稲敷市長 田口久克

《目 次》

第1章 計画策定の概要	1
1.計画策定の趣旨	1
2.計画の性格と位置付け	2
3.計画の期間	3
4.策定にあたっての基本方針	4
第2章 計画策定の背景と取り巻く状況	5
1.計画策定の背景	5
2.男女共同参画を取り巻く状況	7
(1) 時代潮流	7
(2) 人口構造	11
(3) 本市を取り巻く状況	13
第3章 計画策定の基本的な考え方	15
1.計画の基本理念	15
2.計画の目標	16
3.施策の体系	17
第4章 施策の展開	18
基本目標-I	18
基本目標-II	22
基本目標-III	25
基本目標-IV	28
第5章 実施事業計画	31
基本目標-I	31
基本目標-II	35
基本目標-III	38
基本目標-IV	40
第6章 計画の推進体制	45
1.計画の推進体制の充実	45
2.関係機関との連携強化	45
3.着実な進行管理	46

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国では、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題の一つとして位置づけ、平成11年（1999）に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

この男女共同参画社会基本法では、男女共同参画について、“男女が、対等な構成員として、自ら意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと”と定義しています。

この法律では、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における取り組みを総合的、計画的に推進していくため、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」の策定について、第13条では国に、第14条では都道府県に義務づけています。

また、市町村においても、第14条で努力規定として「男女共同参画基本計画」の策定が明記されています。

平成12年には、国の「男女共同参画基本計画」、平成13年度には、茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン[平成13年度～平成22年度]」が策定され、県内市町村においても、各市町村の「男女共同参画計画」が策定されています。

その後、国において男女共同参画局が開設され、仕事と家庭の両立支援や女性のチャレンジ支援策などの取り組みが進められ、平成17年には「第2次男女共同参画基本計画」、平成22年には「第3次男女共同参画基本計画」が策定、また、茨城県では、平成23年に「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）いきいきいばらきハーモニープラン[平成23年度～平成27年度]」が策定されました。

稲敷市においては、平成19年度から平成28年度までの10年を計画期間とする「稲敷市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。

徐々に男女共同参画への意識が市民に浸透してきましたが、この間、少子高齢化の進展や経済の低迷、雇用環境の悪化などとともに、生活様式の変容や多様化など、市民を取り巻く環境が変化しています。

女性はもとより、子ども、高齢者、男性にとっても多様な生き方を可能にする社会環境が求められており、今後より一層の意識づくりや環境づくりが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、稲敷市でも、男女共同参画推進条例に基づき、一人ひとりがその個性や能力を発揮できるまちづくりを目指し、住民、企業、学校、行政が一体となって、男女共同参画社会の実現を推進する施策の基本的な方向性を示す指針として「第2次稲敷市男女共同参画計画」を策定します。

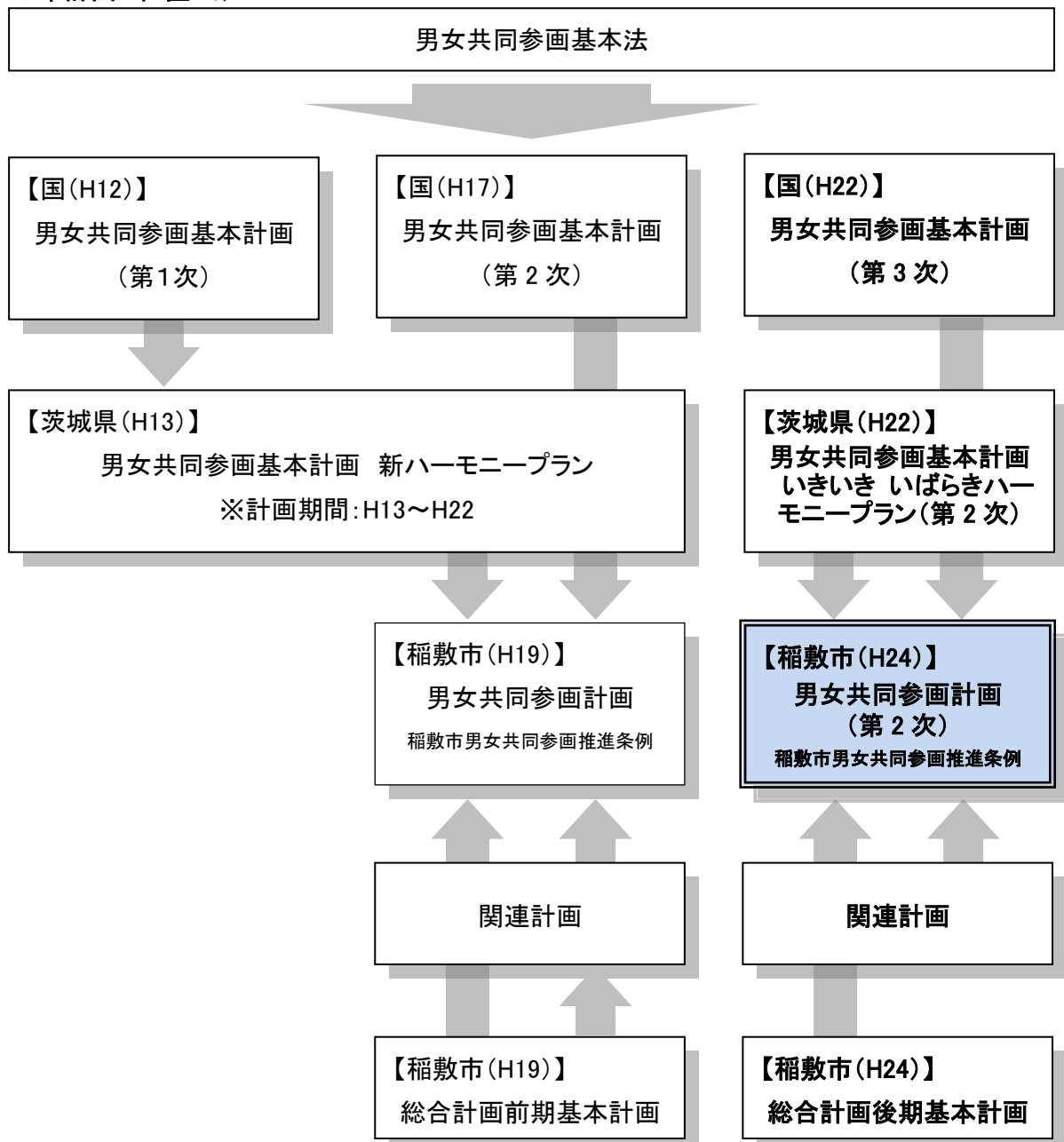
2. 計画の性格と位置付け

稲敷市では、「第2次稲敷市男女共同参画計画」を、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画と位置づけます。

策定に当たっては、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び茨城県の「男女共同参画基本計画いきいきいばらきハーモニープラン（第2次）」との整合を図ることとします。

また、他の法令による計画との整合を図る観点から、「稲敷市総合計画後期基本計画」を上位計画とし、関連計画との整合に留意した計画策定を進めることとします。

▼本計画の位置づけ



3. 計画の期間

「第2次稲敷市男女共同参画計画」は、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）いきいきいばらきハーモニープラン」との整合を図ることから、それぞれ平成27年度の見直し状況を踏まえるとともに、国内外の社会状況を勘案したうえで、平成28年度に見直し作業を実施することとします。

そのため、「第2次稲敷市男女共同参画計画」の計画期間は平成25年度から平成28年度の4年間とします。

▼計画期間

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
【市】 第2次 稲敷市 男女共同参画計画		計画策定	平成25年度～平成28年度			見直し
【国】 第3次 男女共同 参画推進基本計画	平成23年度～平成27年度				見直し	
【県】 男女共同参画推進 基本計画(第2次) いきいきいばらき ハーモニープラン	平成23年度～平成27年度				見直し	

4. 策定にあたっての基本方針

本計画の策定にあたっては、次のような方針に基づき、策定作業を進めています。

- (1) 平成 18 年度策定した「稲敷市男女共同参画計画」を踏まえ、時代の変化や国及び県の動向、本市の概況や取り巻く環境、本市における施策の進捗状況等を捉えながら、計画策定を進めます。
- (2) 今日的な課題に的確に対応した計画を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、男女共同参画のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）、女性に対する暴力の根絶（ドメスティック・バイオレンス対策）などの施策展開について、重点化を図ります。
- (3) 新たな課題への対応として、男性・子どもにとっての男女共同参画、地域・防災などにおける男女共同参画にかかる施策展開に取り組みます。
- (4) 稲敷市に住む一人ひとりが、それぞれの個性や能力を発揮できるまちづくりを目指し、男女共同参画推進条例に基づき、住民・企業・学校・行政が一体となって、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

第2章 計画策定の背景と取り巻く状況

1. 計画策定の背景

①世界の動き

戦後、国際連合（国連）は、国連憲章の前文において国際文書として初めて男女同権の確認を明文化し、昭和23年（1948）に世界人権宣言を出しています。

その後、国連は昭和50年（1975）には「第1回世界婦人会議（メキシコシティ）」が開催され、「国際婦人年」の目的「平等、開発、平和」の達成に向けて今後10年間に各国が取るべき政策の指針となる「世界行動計画」を採択しました。

昭和54年（1979）には「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、以降昭和55年（1980）にコペンハーゲン、昭和60年（1985）にナイロビ、平成7年（1995）到北京で世界会議が開催され、それぞれ平成12年（2000）に向けた戦略目的が採択されました。

平成12年（2000）には「2000年世界女性会議」が、平成17年（2005）には、国際婦人の地位委員会「北京+10」世界閣僚級会合が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、完全実施に取り組むための宣言が採択されました。

平成18年（2006）、東京にて「東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマとし、男女共同参画の重要性、男女共同参画の取り組みや推進にあたっての課題などについて意見交換を行い、「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。

また、平成23年（2011）1月には、国連の新しい女性期間（UN Women）が発足（現在のジェンダー機関統合）し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための取り組みを進めているほか、9月には「APEC女性と経済サミット」が開催されました。

②国内の動き

昭和20年（1945）、日本では婦人参政権の付与が決定され、同年12月には「衆議院議員選挙法」の一部改正により、婦人参政権が具体化されました。翌年11月「法の下での平等」が記された「日本国憲法」が公布されました。

昭和52年（1977）、「世界行動計画」を受けて、「国内行動計画」が策定されました。また、昭和55年（1980）には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉に関する法律（いわゆる「男女雇用機会均等法」）」を制定し、同条約を昭和60年（1985）に批准しました。

その後も、「保育休業法（現在の「保育休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に移行）」の整備や、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆる「DV防止法」）、「次世代育成支援対策推進法」などの法律が制定されました。

そして、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。また、平成 12 年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、平成 13 年には内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。

その後、「男女共同参画基本計画」は 2 回の改定を経て現在は「第 3 次男女共同参画基本計画（平成 22 年 12 月閣議決定）」のもと、男女共同参画社会の実現に向けた施策が推進されています。

③茨城県の動き

茨城県においては、昭和 53 年（1978）に婦人問題を担当する課として、生活福祉部に「青少年婦人課」を設置し、男女共同参画への取り組みが始まりました（平成 6 年には福祉部に「女性青少年課」を設置）。

その後、国連や国の動きを受けて、平成 3 年（1991）に「いばらきローズプラン 21」を策定、さらに平成 8 年（1996）、県が取り組むべき女性施策の指針として、男と女のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」を策定しました。

平成 11 年（1999）、福祉部から知事公室へ女性青少年課を組織改編するとともに、平成 13 年（2001）には、男女共同参画基本法の理念を受け、男女共同参画社会の実現に向け、県・県民・事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」を制定しました。

また、平成 14 年（2002）、この条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくために、法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画（平成 13 年度～平成 22 年度）」を策定し、本県における男女共同参画社会形成のための新たな取り組みが始まりました。

そして、この基本計画の期間終了に伴い、平成 23 年（2011）に、新たな「茨城県男女共同参画基本計画（第 2 次）いきいきいばらきハーモニープラン（平成 23 年度～平成 27 年度）」を策定し、この基本計画に基づき、男女共同参画社会の実現化に取り組んでいます。

④稲敷市の動き

4 町村の合併に伴い稲敷市では、秘書広聴課に「女性行政係（現在は「男女共同参画推進係）」が設置され、平成 18 年 2 月に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、翌年 3 月には、「稲敷市男女共同参画計画」を策定しました。

この間、平成 17 年 11 月には、「稲敷市男女共同参画推進協議会」が組織され、この協議会から平成 18 年 6 月には、「男女共同参画社会に向けての提言」がなされるとともに、8 月には、男女共同参画に関する現状と課題を総合的に検討するとともに、男女共同参画社会の実現を図るための諮問機関として、「稲敷市男女共同参画審議会」が組織されるなど、推進体制の整備が図られてきました。

現在は「稲敷市男女共同参画計画」に基づき、市内女性団体との連携や、男女共同参画社会実現に向けた講演会の開催、国・県等の専門機関による研修・講演会への参加促進をはじめ、全庁的な取り組みを進め、年度ごとに進捗状況調査を実施しているところです。

2. 男女共同参画を取り巻く状況

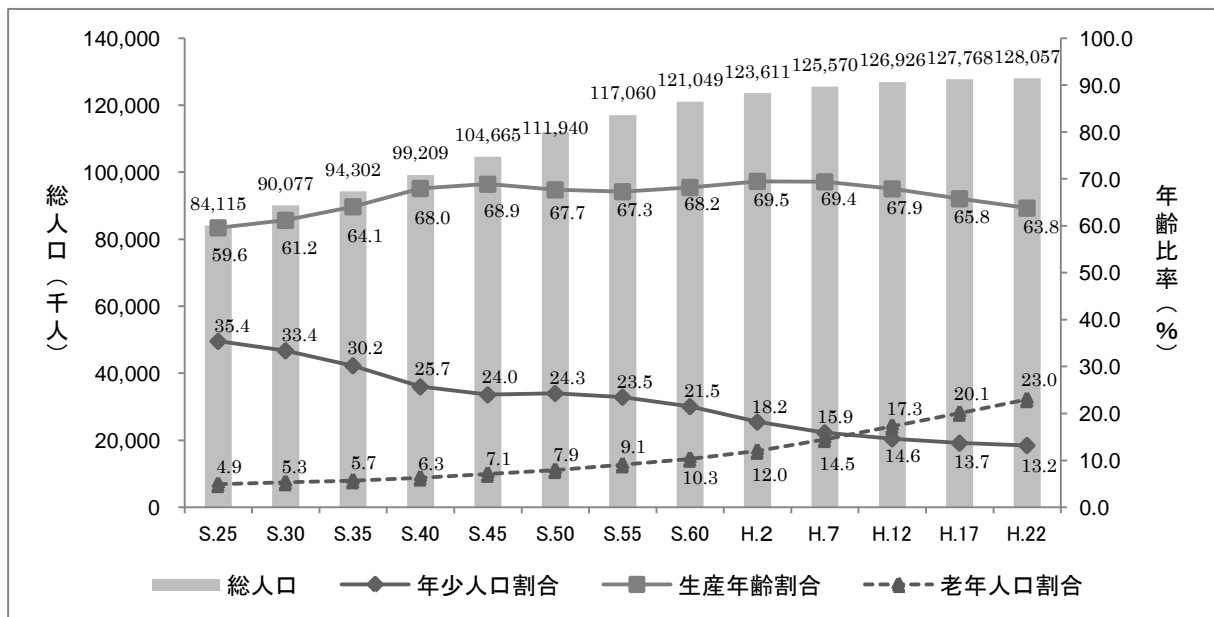
(1) 時代潮流

① 少子高齢化の進行

我が国では、出生率の低下による少子化が予想を上回る速度で進んでいます。この影響により、前後右肩上がりに増加してきた我が国の総人口は、次第に緩やかな傾きとなり、平成12年（2000）からは、ほぼ横ばいで推移し、現在では総人口が減少に転じており、我が国は人口減少時代に入っています。

また、戦後の我が国の発展や医療技術の進歩などにより、平均寿命が伸長したため、65歳以上の老年人口が増加する一方で、少子化の影響と相まって高齢化が深刻な課題となっているところです。

▼ 我が国における総人口と年齢3区分人口の推移



【出典：「国勢調査」総務省統計局、各年（10月1日現在）】

稲敷市でも、人口減少とともに少子高齢化は著しく、今後も全国同様以上に人口減少及び少子高齢化は進展していくものと容易に推測されます。

そのため、本市においても、行政・家庭・地域社会が一体となって子育て支援など、少子化対策を推進していくとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた子育て環境の整備を進めていく必要があります。

②ライフスタイルの変化

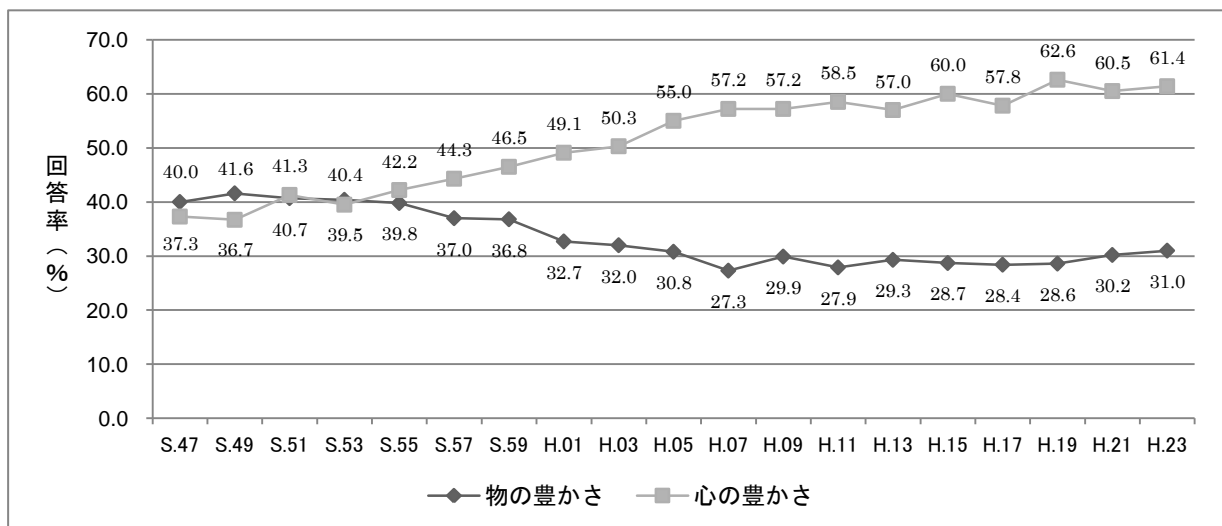
産業構造の変化やグローバル化、文化の多様化等に伴い、既存の価値観や慣習に囚われず、家族観や仕事感をはじめ、余暇活動や消費行動において、一人ひとりの個人が様々な分野で自由にライフスタイルを選択する時代へと変化してきています。

また、男女共同参画の取り組みにより、「男だから」、「女だから」など、固定的な性別役割分担の意識に囚われず、誰もが自分らしい生き方を選択できる時代が近づいてきています。

さらに、自らの生き方の選択をする中で、一人ひとりが、それぞれに価値観と責任に基づき、自己実現を図っていく傾向がさらに強まっていくものと推測されます。

本市においても、市民のライフスタイルの多様化に伴うニーズを捉え、家族観・仕事観・余暇活動・消費行動の多様化に対応した行政サービスを展開していくことが必要となっています。

▼「心の豊かさ・物の豊かさ」の意識の推移



【出典:「国民生活に関する世論調査」、内閣府、各年】

③国際化・グローバル化

我が国のこれまでの発展を支えてきた日本経済は、グローバル化の中で大きな変革期を迎えており、今や世界経済は、一体化と多極化が同時に進行する様相を呈しています。

グローバル化は経済活動だけにとどまらず、社会・文化・技術・組織など、幅広い分野に及んでいます。

一方、女性の地位向上に向けた取り組みについても、国際的な取り組みを踏まえて推進されてきており、北京会議等国際的な女性会議における議論や、女子差別撤廃条約をはじめとする各種条約なども、我が国をはじめ、国内の市町村の男女共同参画に関する取り組みの推進に大きな影響を与えているところです。

このような状況の中、本市においても、国際的な取り組みと歩調を合わせながら、引き続き男女共同参画社会実現を目指した取り組みを推進していく必要があります。

また、地域における多文化共生の観点から、市内在住の外国人との交流促進を図る必要があります。

▼稲敷市における国籍別外国人登録者数

	タイ	中国	フィリピン	ブラジル	韓国	ペルー	その他	計
H17	277	126	159	173	59	67	225	1,086
H18	276	179	118	190	58	90	206	1,117
H19	260	191	99	130	60	68	171	979
H20	257	229	103	112	62	56	157	976
H21	262	279	115	100	64	56	140	1,016
H22	264	251	127	73	63	52	118	948
H23	228	206	99	54	61	48	115	811
H24	214	208	105	49	63	40	129	808

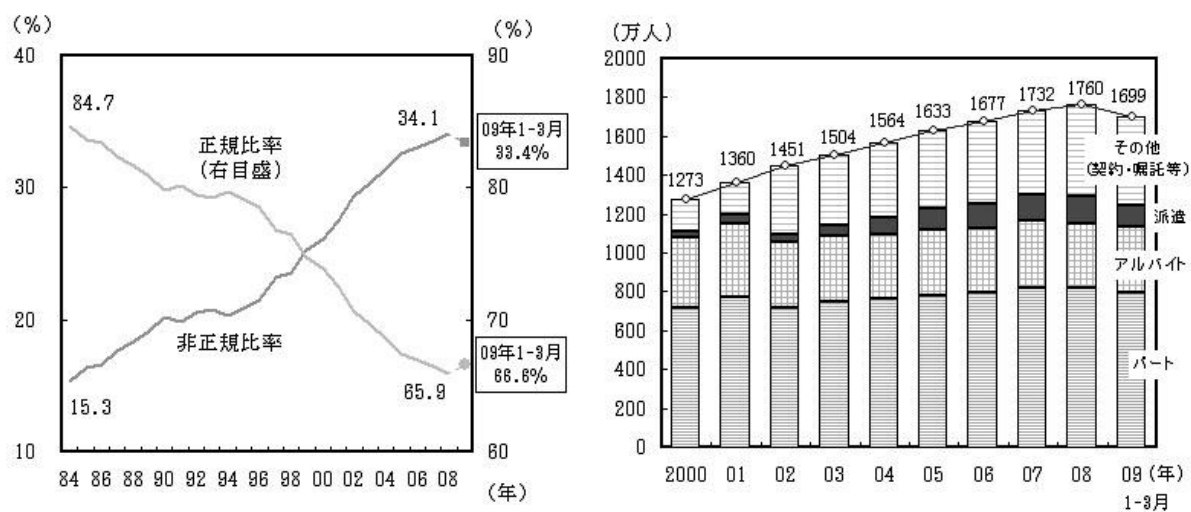
【出典：「外国人登録国籍別人員調査」稲敷市市民課、各年(4/1現在、但し H21:3/1・H23:5/1)】

④就業状況をめぐる変化

産業構造が大きく変革する中で、近年の雇用環境は厳しい状況が続いています。

雇用者における正規・非正規比率をみると、正規比率が大きく減少していくに伴い、非正規比率が増加している状況です。

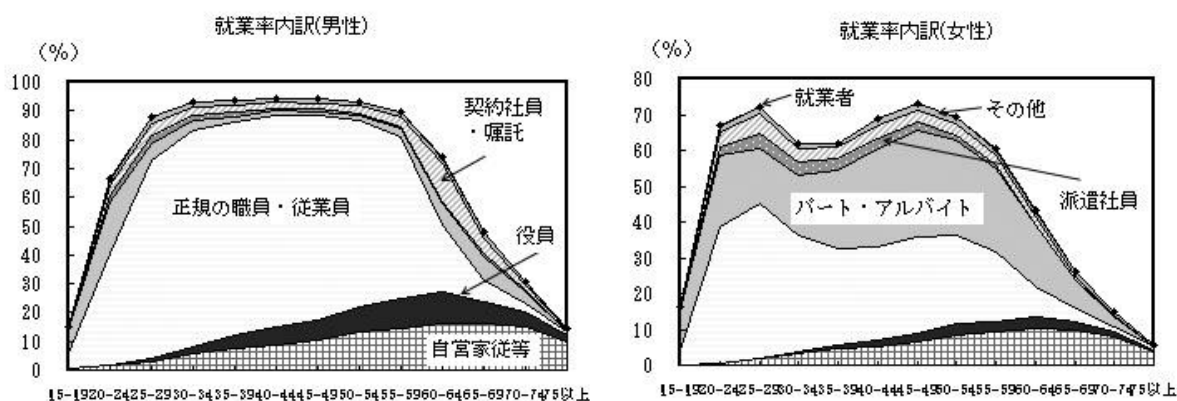
▼雇用者における正規・非正規比率の推移



【出典：「平成 21 年度年次経済財政報告」、内閣府、平成 21 年 7 月】

次いで、性別・年齢別の就業率をみると、25～59歳の男女別では、圧倒的に女性の正規雇用が男性と比較して少なく、パート・アルバイトの比率が高いなど、非正規雇用者の大半は女性になっており、年齢と言うよりは、むしろ性別により就業状況が大きく異なっている状況です。

▼性別・年齢別の就業率(平成20年)



【出典:「平成21年度年次経済財政報告」、内閣府、平成21年7月】

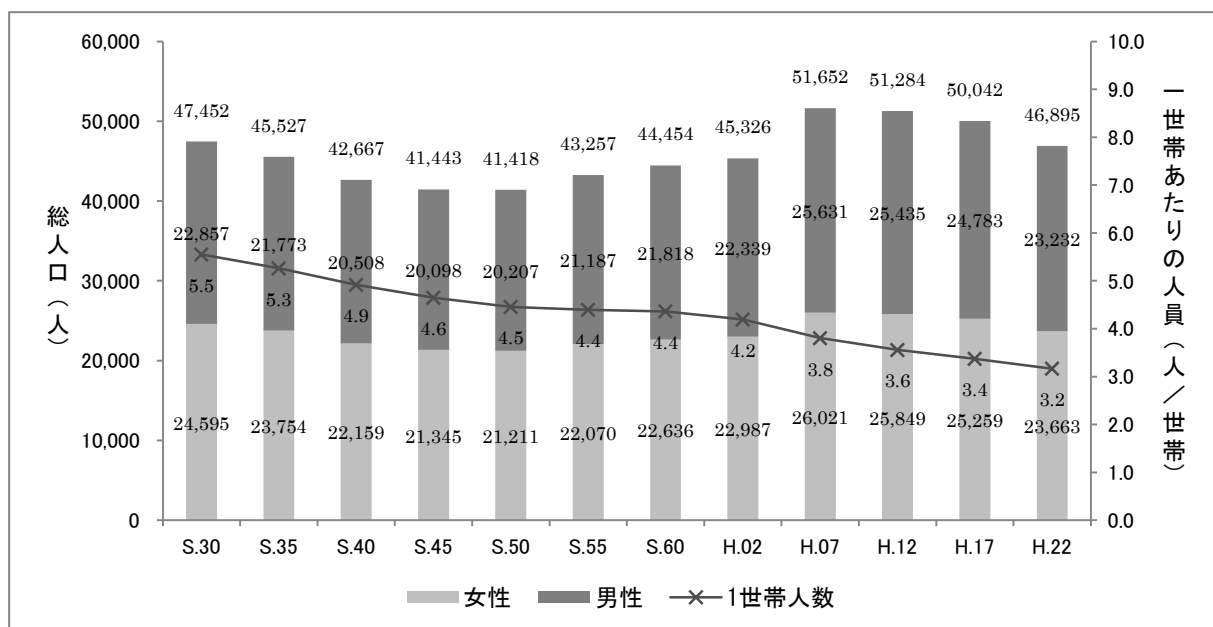
(2) 人口構造

①人口・世帯数

稲敷市の人口は、昭和 50 年以降増加してきましたが、平成 12 年からは減少傾向に転じており、平成 22 年の国勢調査では 46,895 人と、合併年の平成 17 年からの 5 年間で増減率 6% (増減人数 3,000 人) 以上の減少を示しています。

人口の増減の推移とは別に、世帯数の推移は増加の一途を辿っており、そのため、1 世帯あたりの人員も減少し続け、平成 22 年では 3.2 人/世帯となっています。

▼稲敷市の総人口・性別・1世帯あたりの人員の推移



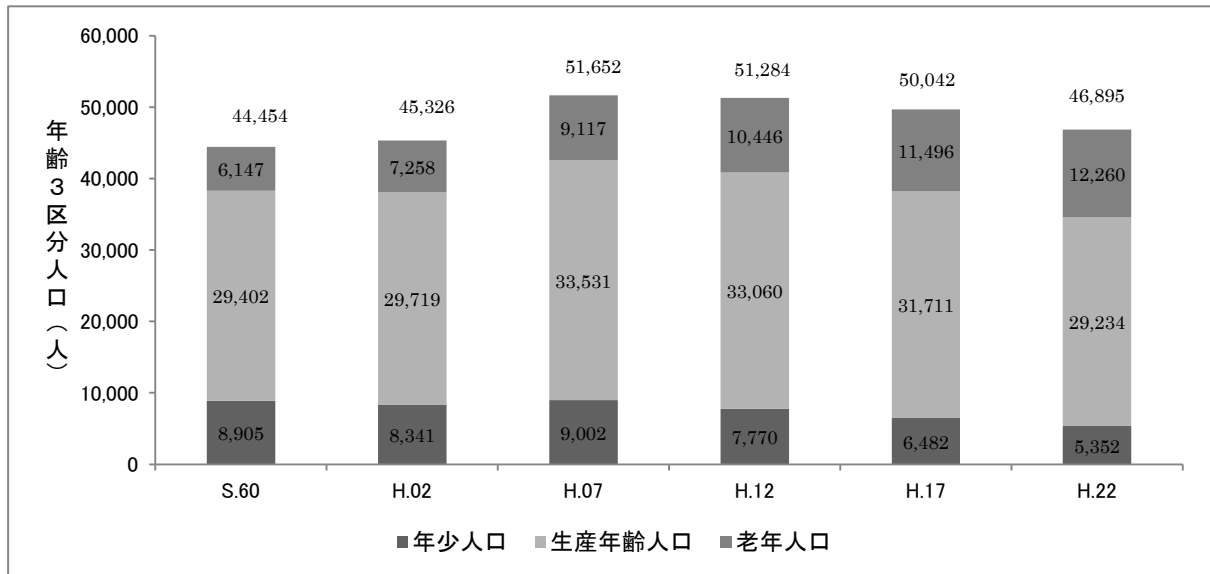
【出典:「国勢調査」総務省統計局、各年(10月1日現在)】

②年齢3区分人口構成

稲敷市の年齢 3 区分の推移をみると、3 区分の人口のうち、15 歳未満の年少人口及び 15～65 歳の生産年齢では、平成 7 年までは増加傾向を示していたものの、それ以降は総人口の減少に伴い、年少人口及び生産年齢人口とも減少傾向に転じています。また、高齢人口は、総人口の増減によらず、昭和 61 年以降、常に増加傾向を示しています。

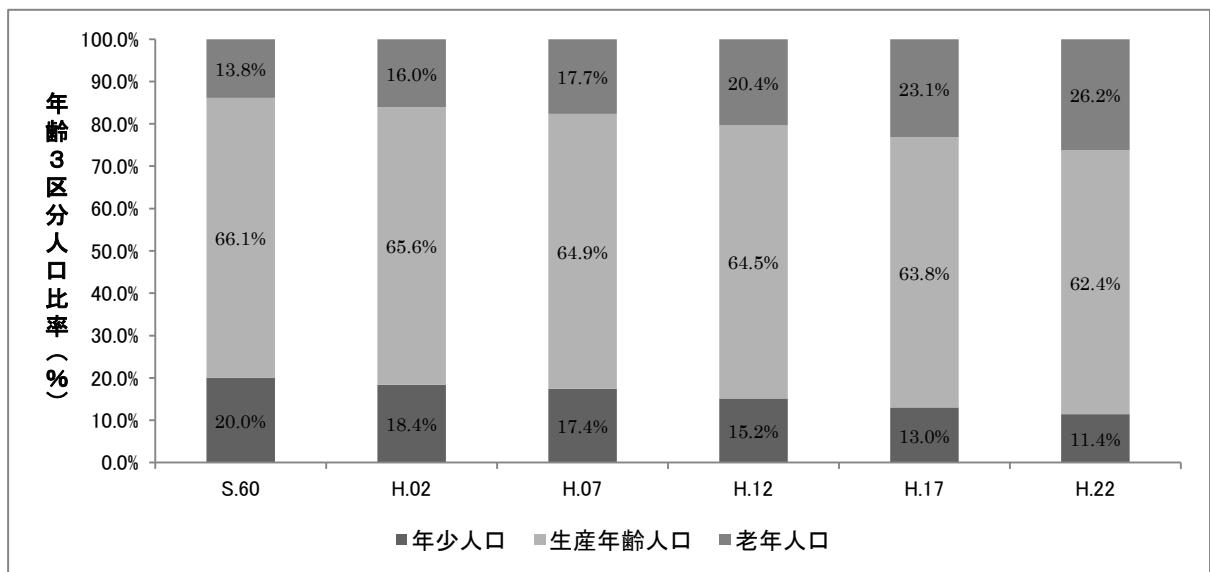
また、これらの推移を、年齢 3 区分の各割合でみると、昭和 60 年以降、年少人口割合及び生産年齢人口割合は、常に減少傾向である一方、老年人口割合は、常に増加傾向を示し、平成 7 年以降では、年少人口割合を超えてしまっており、明らかな少子高齢化を示しています。

▼稲敷市の年齢3区分の推移(人口)



【出典:「国勢調査」総務省統計局、各年(10月1日現在)】

▼稲敷市の年齢3区分の推移(割合)



【出典:「国勢調査」総務省統計局、各年(10月1日現在)】

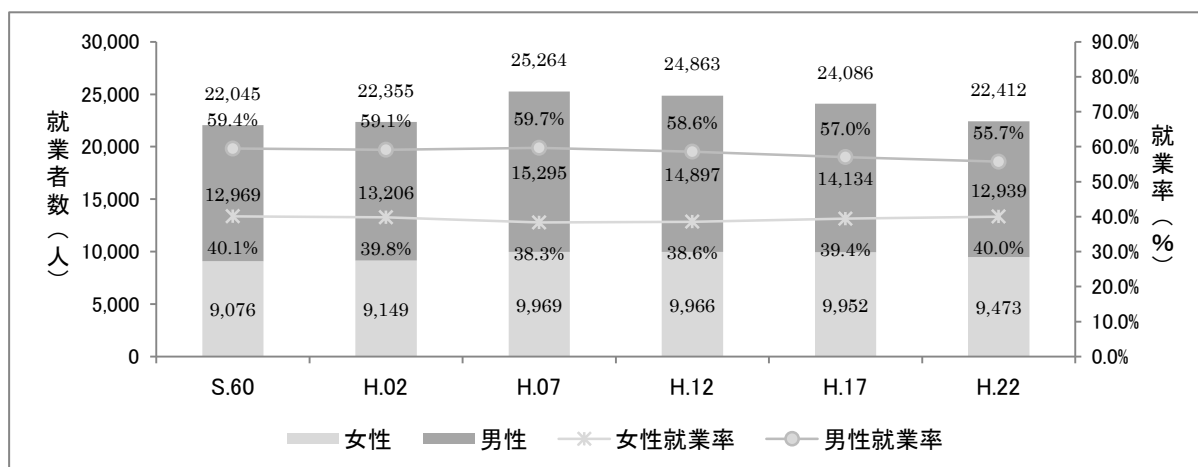
(3) 本市を取り巻く状況

① 就業状況

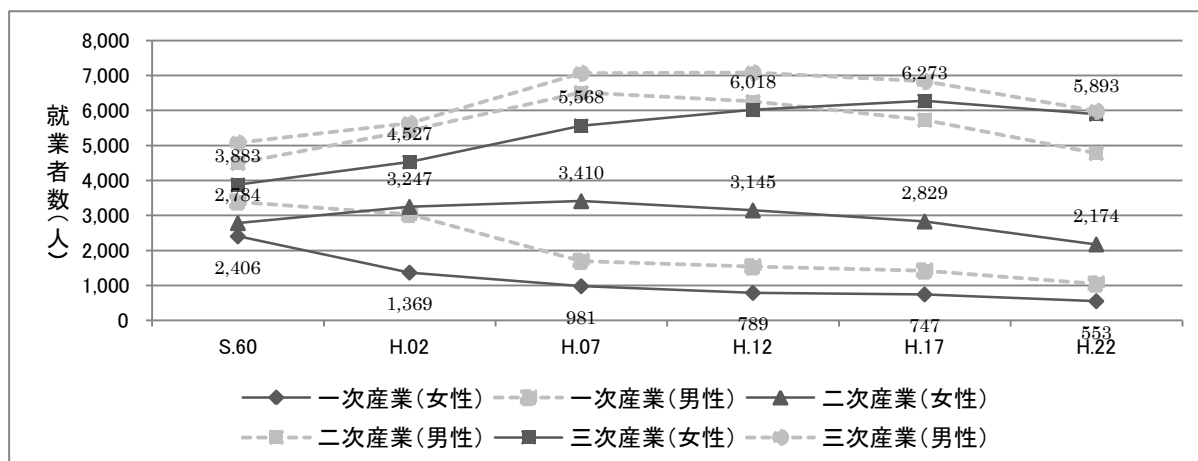
稲敷市の就業者数は、平成 22 年の国勢調査によると、全就業者数は 22,412 人で、総人口の 47.8%に当たります。そのうち、男性の就業率は 55.7%（男性人口に占める割合）、女性の就業率は 40.0%（女性人口に占める割合）と性別による就業状況の違いが見られます。これまでの推移をみても、ほぼ同様な傾向を示し、明らかな性別による就業状況の違いが見られると言えます。

産業 3 区分別でみると、一次産業は男女ともに就業者数が減少しており、二次産業及び三次産業においては、平成 7 年をピークに減少傾向に転じています。女性の就業状況に着目すると、三次産業の就業者数が伸びており、三次産業の就業者数では、男女の就業状況の違いが生じていない状況となっています。

▼稲敷市における性別の就業者数・就業率の推移



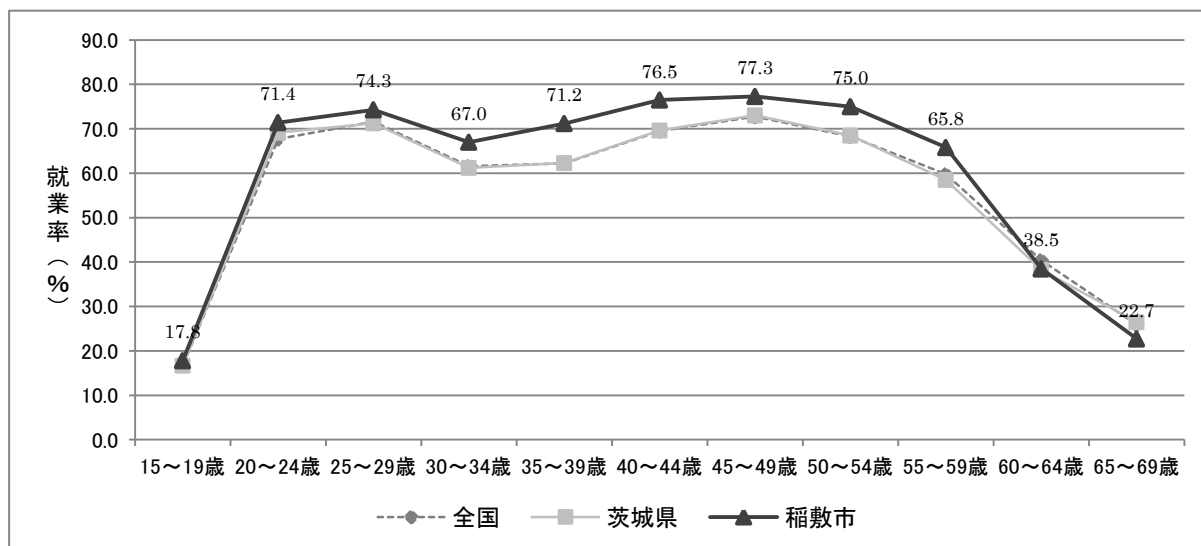
▼稲敷市における性別・産業3区分別の就業者数の推移



【出典：「国勢調査」総務省統計局、各年(10月1日現在)】

また、平成 17 年の国勢調査による 5 歳年齢階級別の労働力率では、国及び県の就業率は非常に類似しているものの、本市は 60 歳以上を除き、各年齢階級で、これらより高い就業率を誇っており、一般に問題視される子育て世代の M 字カーブは、国及び県よりも緩やかなものとなっています。

▼女性の 5 歳階級別労働力率(平成 17 年)



【出典:「国勢調査」総務省統計局、平成 17 年(10 月 1 日現在)】

②男女の性別役割分担の認識等

「男は仕事、女は家庭」という男女の性別役割分担の意識は、そうは思わない(同感しない)がこれまで稲敷市では 54.6%と国及び県より若干高いものの、平成 21 年の全国調査では、同様な割合までになっています。

国の性別役割分担の認識は、平成 16 年以来改善が図られており、平成 11 年の「男女共同参画社会基本法」をはじめ、これまでの様々な取り組みの成果が見られます。

▼「男は仕事、女は家庭」と言う考え方における“そうは思わない(同感しない等)”の割合

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
稲敷市			54.6%			
茨城県		48.6%				50.2%
全国	48.9%			52.1%		55.1%

【出典】稲敷市:「稲敷市男女共同参画に関する市民意識調査」稲敷市秘書広聴課
茨城県:「茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書」県女性青年課
国:「男女共同参画に関する世論意識調査」内閣府

第3章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

稲敷市では、国の男女共同参画基本計画と、茨城県の男女共同参画基本計画との整合を図り、一体的に男女共同参画社会づくりを目指していきます。

▼国・県が示す基本理念

男女共同参画社会基本法の基本理念	茨城県男女共同参画推進条例の基本理念
◆男女の人権の尊重	◆男女の人権の尊重
◆社会における制度又は慣行についての配慮	◆社会制度・慣行への配慮、多様な生き方の選択
◆政策等の立案及び決定への共同参画	◆政策等の立案及び決定への共同参画
◆家庭生活における活動と他の活動の両立	◆家庭生活における活動と他の活動の両立
◆国際的協調	◆国際的協調

このような国・県の示す基本理念を踏まえ、稲敷市では一人ひとりがその個性や能力を発揮できるまちづくりを目指し、男女共同参画社会を築いていくこととなります。

●ここで、男女共同参画社会とは・・・

- ◆お互いを認め、互いのチャレンジを支援していけるような社会
- ◆男女が平等に認められ、また、平等に社会に関わることができる社会
- ◆共に責任を担い男女が共同して成り立たせる社会

・・・と考えられ、私たちの目標となります。

このような男女共同参画社会を実現するために、まず、行わなければならないこと、大切なこととはどういったことでしょうか。

●今の稲敷市では・・・

- ◆まず、男女共同参画(社会)のことを知ってもらい、自分なりに考えてほしい。
・・・「男女共同参画(社会)」情報の発信継続・強化
- ◆様々な環境や人間関係などを男女共同参画の視点で見て、みんなで話し合ってもらいたい。
・・・「男女共同参画(社会)」情報の共有化
- ◆男女共同参画で、自分にできること、自分の地域でできること、自分の会社でできることを考えて、できることからやってみてほしい。
・・・「男女共同参画」への取組促進

・・・が必要であり、これを進めるための計画とします。

2. 計画の目標

本計画では、先の「本計画の基本理念」などを踏まえ、稲敷市らしさの感じられる男女共同参画社会の実現を目指し、4つの基本目標を設定します。

本計画の基本理念

- ◆「男女共同参画(社会)」情報の発信継続・強化・・・まず、男女共同参画(社会)のことを知ってもらい、自分なりに考えてほしい。
- ◆「男女共同参画(社会)」情報の共有化・・・様々な環境や人間関係などを男女共同参画の視点で見て、みんなで話し合ってもらいたい。
- ◆「男女共同参画」への取組促進・・・男女共同参画で、自分にできること、自分の地域でできること、自分の会社でできることを考えて、できることからやってみてほしい。



4つの基本目標

- I. 男女がお互いの人権を尊重するための意識の改革
- II. 男女があらゆる分野に参加できる体制の整備
- III. 男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備
- IV. 誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実



目指すべき 男女共同参画社会

- ◆お互いを認め、互いのチャレンジを支援していけるような社会
- ◆男女が平等に認められ、また、平等に社会に関わることができる社会
- ◆共に責任を担い男女が共同して成り立たせる社会

3. 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
I 男女がお互いの人権を尊重するための意識の改革	1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	(1) 推進体制の整備
		(2) 意識啓発事業の推進
		(3) 情報提供による理解促進
	2. 男女共同参画を推進するための教育の充実	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
		(2) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
	3. 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	(1) 男女間の暴力根絶に向けた環境づくり
		(2) 被害者に対する支援
		(3) セクシャル・ハラスメントの防止対策
	II 男女があらゆる分野に参加できる体制の整備	1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進
(2) 女性の人材育成の促進		
(3) 女性職員の職域拡大・管理職への登用		
2. 男性・子どもにとっての男女共同参画		(1) 男性・子どもにとっての男女共同参画の理解促進
3. 地域社会における男女共同参画の推進		(1) 地域活動における男女共同参画
		(2) 防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画
III 男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備	1. 男女の仕事と生活の調和	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進
		(2) 仕事と子育ての両立
	2. 雇用の場における均等な機会と待遇の確保	(1) 地元企業における就労環境の整備支援
		(2) 多様な働き方の支援
IV 誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実	1. 生涯を通じた男女の健康支援	(1) 生涯を通じた男女の健康保持・増進
		(2) 妊娠出産に関する健康支援
		(3) 乳幼児の健康支援
	2. 誰もが安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の整備
		(2) 援助が必要な家庭への支援
		(3) 多文化共生の推進

第4章 施策の展開

基本目標-I

男女がお互いの人権を尊重するための意識の改革

「男女がお互いの人権を尊重するための意識の改革」においては、男女共同参画社会の形成に向けて最も重要な目標の一つであり、前述の「計画の基本理念」の具現化を図るために不可欠かつ重要な分野です。

男女共同参画社会の形成に向けて、引き続き、男女共同参画に関する情報・法律等の理解促進を図りながら、固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、性別によって中立でない社会制度や慣行の見直しを着実に進めていくことが必要です。

また、男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を發揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習であることから、学校教育や生涯学習において、積極的な取り組みを進めていくことが必要です。

また、近年においては、社会経済状況を反映するように、DV(ドメスティック・バイオレンス)が深刻化しており、その相談内容や対応・対象も多様化しています。そのため、従来の相談体制などでは、きちんとした対応も難しくなっていることから、その体制の見直し検討なども必要となってきた状況です。

▼当該目標における施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
I 男女がお互いの人権を尊重するための意識の改革	1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	(1) 推進体制の整備
		(2) 意識啓発事業の推進
		(3) 情報提供による理解促進
	2. 男女共同参画を推進するための教育の充実	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
		(2) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
	3. 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	(1) 男女間の暴力根絶に向けた環境づくり
		(2) 被害者に対する支援
		(3) セクシャル・ハラスメントの防止対策

◇主要課題-1

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

性別に囚われない男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しを図るためには、その背景にある固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会形成のための広報・啓発を推進することが必要です。そのため、「稲敷市男女共同参画推進条例」に基づき、推進体制の整備・充実とともに、意識啓発事業や男女共同参画にかかる情報提供による理解促進を図ります。

また、市民一人ひとりに保証された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について、正しい知識が得られるよう、法律や制度についての理解促進を図ります。

(1) 推進体制の整備

「稲敷市男女共同参画推進条例」に基づき、全庁体制のもと、男女共同参画社会の構築に向け、社会制度・慣行の見直しのための取り組みを推進します。また、市民・事業者・団体・関係機関との連携・協働により、男女共同参画の推進を図ります。

(2) 意識啓発事業の推進

子どもから高齢者まで、あらゆる世代の市民を対象に、男女共同参画の形成やその意義について理解を深め、男女平等意識を醸成するため、講演会やセミナーなど、広報・啓発活動を推進します。

(3) 情報提供による理解促進

男女共同参画に関する全国的な動向や市民意識等を的確に把握するとともに、男女共同参画に関する情報、女性の人材情報などを提供していきます。また、女子差別撤廃条約、男女共同参画基本法、育児休業制度など、法律や制度について、正しい知識が得られるよう、あらゆる機会を捉えて理解促進を図ります。

◇主要課題-2

男女共同参画を推進するための教育の充実

学校教育・生涯学習の場において、男女平等意識の醸成を図る教育・学習を推進することが必要です。そのため、男女共同参画に関する理解の促進を図るとともに、教育に携わる指導者の意

識啓発に努めます。また、性別に関わりなく多様な選択を可能とする教育や学習機会の充実を図ります。

(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

子どものころから、男女共同参画の理解を促すことが重要であるため、小中学校における人権教室等の男女平等教育を推進するとともに、子ども達が職業選択などにおいて性別に囚われず、多様な選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った職業意識の醸成や進路指導の充実に努めます。

(2) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

多様化する市民ニーズに対応しながら、男女共同参画に関する学習機会の充実を図るため、人権に関する研修会や講演会等を実施するとともに、多様な生き方の選択を可能にするため、男女共同参画の視点を踏まえた能力開発などの推進に努めます。

◇主要課題-3

男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶を目指し、あらゆる世代に対する啓発活動を推進することにより、男女間の暴力の根絶に向けた環境づくりに努めます。また、市役所は、被害者に最も近い行政として、相談体制の充実や被害者の状況に応じた支援に努めます。

さらに、セクシャル・ハラスメントは人権侵害であるという認識に立ち、セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発に努めます。

(1) 男女間の暴力根絶に向けた環境づくり

男女間の暴力を未然に防止するため、配偶者からの暴力は、身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力など、被害者が脅威を感じるすべての行為が該当することや、被害者自身が DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けていること自体を認識していないことが多いことから、この DV に対する基本的な認識について、様々な機会を捉えて啓発に努めます。

また、デート DV など、若い世代の男女間における DV が課題となっていることから、市民に対する啓発を推進するとともに、学校教育においても DV 防止対策の推進を検討します。

(2) 被害者に対する支援

市民にとって最も身近な自治体である市の果たす役割は重要であることから、国や県等、関係機関を含めた被害者支援のネットワーク、DV の相談に対応している機関等を周知していくとともに、稲敷市における相談体制の強化に努めます。

また、被害者の保護にあたっては、被害者の安全性を最優先に、関係各課や関係機関との連携により、切れ目のない継続的な支援を図っていきます。

さらに、DV の問題を抱えている家庭では、児童虐待のリスクも高いことから、庁内の関係各課等とともに、保健・医療・教育など、あらゆる関係機関との連携を図りながら、児童虐待防止対策を推進します。

(3) セクシャル・ハラスメントの防止対策

雇用の場におけるセクシャル・ハラスメントの防止に向けて、市内企業を対象に事業主の意識改革を促すための意識啓発を促進するとともに、パンフレットや広報等による啓発に努めます。

また、教育、スポーツ、医療・福祉、地域など、あらゆる分野において、セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発を進めます。

基本目標-Ⅱ

男女があらゆる分野に参画できる体制の整備

「男女があらゆる分野に参画できる体制の整備」においては、男女共同参画社会の形成に向けた新たな課題として挙げられる“男性や子どもにおける男女共同参画”とともに、東日本大震災を契機に注目されている地域における男女共同参画など、新たなカテゴリーの男女共同参画の取組等が求められる分野です。

政治・経済・社会等の多くの分野における政策・方針決定過程への女性の参画においては、未だ過少代表となっており、男女の意見が公平・公正に反映されていない状況にあります。稲敷市においても、例えば、市の審議会・委員会等への女性委員の積極的登用（目標値：30%）など、数値目標を掲げながらもその達成には程遠いなど、男女共同参画社会の実現に向けての行政の役割を再度認識し、「男女共同参画のための積極的是正措置（ポジティブ・アクション）」などをはじめ、積極的な取り組みが必要です。

また、女性だけでなく、男性にとっても暮らしやすい社会であることや、次代を担う子ども達においても、その個性と能力を十分発揮できるよう、男女共同参画の理解を促す必要があります。

さらに、東日本大震災以降注目されている地域防災をはじめ、防犯や交通安全など、あらゆる分野において、男女共同参画の視点で取り組むことも求められています。

▼当該目標における施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
Ⅱ 男女があらゆる分野に参加できる体制の整備	1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進	(1) 審議会・委員会等への女性委員の積極的登用
		(2) 女性の人材育成の促進
		(3) 女性職員の職域拡大・管理職への登用
	2. 男性・子どもにとっての男女共同参画	(1) 男性・子どもにとっての男女共同参画の理解促進
	3. 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画
		(2) 防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画

◆参考：審議会・委員会等への女性委員の割合

目標値	H19	H20	H21	H22	H23	H24
30%	11.7%	12.4%	11.2%	12.3%	11.8%	11.8%

◇主要課題-1

政策・方針決定過程への女性の参画促進

各種審議会や委員会等への女性の参画を推進するため、団体への働きかけや市民公募枠の拡大、職務指定の見直し検討など、あらゆる分野において女性を積極的に登用し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組めます。

また、政策・方針決定過程への女性の参画を推進するためには、女性はその能力等を身に付けること（エンパワーメント）が不可欠であることから、長期的な視点での人材育成を図るとともに、本市の女性職員の管理職登用や職域拡大に努めます。

（1）審議会・委員会等への女性委員の積極的登用

各種審議会・委員会への女性の参画促進を進めるため、各種団体等への働きかけや市民公募枠の拡大、職務指定の見直し検討など、あらゆる分野において女性を積極的に登用し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組めます。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組む市内企業を支援します。

（2）女性の人材育成の促進

政策・方針決定過程への女性の参画拡大を積極的に推進するためには、女性のエンパワーメントが不可欠であることから、女性の人材育成に努めます。

また、新たな人材の掘り起こしとともに、女性の人材情報の提供などを推進し、女性の人材育成の促進を図ります。

（3）女性職員の職域拡大

女性職員の管理職の登用を図るとともに、これまで女性が担ってこなかったあらゆる職域への登用や管理職への登用など、女性職員の職域の拡大を進めます。また、女性が管理職として社会的責任を担っていくことに対する理解促進を図ります。

主要課題-2

男性・子どもにとっての男女共同参画

男性自身の固定的な性別役割分担意識を取り払い、長時間労働の見直し、男性の地域生活や家庭生活への参画について、理解促進を図るための啓発に努めます。また、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することで、子ども達が将来を見通した自己形成ができるよう取り組みを進めます。

(1) 男性・子どもにとっての男女共同参画の理解促進

男女共同参画の意義について、男性を対象にした意識啓発を図るとともに、男性の家事や子育てへの理解を深めるために、講座・教室・セミナーなどを実施します。

また、子どもや若い世代に対しても、出前講座等の実施検討を含め、男女共同参画の理解促進や意識啓発を推進します。

主要課題-3

地域社会における男女共同参画の推進

市民にとって、身近な生活の場である地域社会における男女共同参画の推進は重要なことです。また、少子高齢化や核家族化の進展の問題等とともに、先の「東日本大震災」発生の際に見直された地域コミュニティの大切さを教訓に、各種ボランティアの養成・活動支援に努めるとともに、防災・防犯分野における女性の地域活動への参画促進に努めます。

(1) 地域活動における男女共同参画

女性の感性や視点をまちづくりに取り入れるための活動とともに、ボランティア活動や地域活動への参加を促すため、講習会の開催や各種ボランティア活動を支援します。

(2) 防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画

地域における防災・防犯・交通安全など、様々な地域活動に対し、男女共同参画の視点に立った解決を推進し、持続的な地域活動を図ります。また、女性消防団の育成による地域の防災力の教条に努めるとともに、女性消防団への加入促進に努めます。

基本目標-Ⅲ

男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

「男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備」においては、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」など、男女共同参画における今日的課題等を含み、市内企業の協力とともに、その理解や協力・支援などが求められる分野です。

男女があらゆる活動に参画していくためには、仕事・家庭生活・地域活動のバランスのとれた生活ができる環境づくりが必要であることから、子育て支援と連携しながら、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を目指した環境づくりに取り組むことが必要です。

また、男女雇用均等法の基本理念に基づき、男女が差別されることなく雇用の機会や待遇を確保できるような支援に努めるとともに、多様な働き方が選択できるよう、就労環境の整備支援が求められます。

▼当該目標における施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
Ⅲ 男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備	1. 男女の仕事と生活の調和	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進
		(2) 仕事と子育ての両立
	2. 雇用の場における均等な機会と待遇の確保	(1) 地元企業における就労環境の整備支援
		(2) 多様な働き方の支援

主要課題-1

男女の仕事と生活の調和

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、従来の仕事優先の働き方を見直し、家庭生活や地域活動とのバランスのとれた生活が求められていることについての意識啓発を進めるとともに、行政や市内企業における仕事と生活の両立ができる職業環境の整備を促進します。また、男女の仕事と生活の調和を実現するために不可欠な子育て支援の充実を図ります。

すべての子育て環境を対象に、総合的な子育て支援や、子育て家族を対象にした経済的な支援の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立に係る負担の軽減を図るため、保育サービスや子育て支援の充実に努めます。

（1）ワーク・ライフ・バランスの推進

市民がやりがいや充実感をもって働き、健康で豊かな生活を送ることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の気運の醸成や長時間労働の抑制、多様な働き方を認められる就業環境、男性の家事・育児への参画促進の必要性など、あらゆる機会を活用し意識啓発に努めます。

（2）仕事と子育ての両立

安心して仕事と子育てが両立できるよう、援助を受けたい人と援助したい人のネットワークとして「ファミリーサポートセンター事業」や、子育てポータルサイト（ホームページ）の“COCOLOカフェ”など、「子育て情報配信事業」等の周知・活用促進を図るとともに、放課後児童対策や居場所づくりなど、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めます。また、子育てに関する様々な悩みや問題に対する相談や支援体制の充実を図ります。

主要課題-2

雇用の場における均等な機会と待遇の確保

雇用の場における男女の就労の機会と待遇の確保に資するため、市内企業に対する啓発に努めるとともに、働き方に関する法制度の周知に努めます。また、多様な働き方が柔軟に選択できる労働環境の整備を目的とした啓発を進めます。

(1) 地元企業における就労環境の整備支援

男女の均等確保が実現され、女性が活躍できる環境づくりを実現するためには、事務所や団体のトップの意識改革が最も重要であることから、市内企業に対し、あらゆる機会を捉えて意識啓発を図ります。また、市民に対しては、男女雇用均等法や労働基準法などの関係法令や育児休業制度や介護休業制度など、各種制度の周知に努めます。

(2) 多様な働き方の支援

家族経営等がそのほとんどを占める農業等における女性の地位向上を図るため、女性の労働の適正評価や労働環境の整備を進めるとともに、女性リーダーの育成等を促進します。また、多様な働き方を柔軟に選択でき、その能力を十分発揮していくことができるよう、就職相談会やセミナーの開催情報等の周知に努めます。

基本目標-IV

誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実

「誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実」においては、すべての市民が安心し、そして健やかに暮らしていくための分野であり、健康増進や各種福祉などの分野と連動して、取り組まれる分野です。

男女が心身及び健康について、互いの身体的性差を理解し、そして思いやりを持って生きてゆくことは、男女共同参画社会の形成において非常に重要であることから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点を踏まえ、すべての女性の生涯を通じた健康のための総合的な取り組みや、男女の性差に応じた健康支援が求められます。

また、一人で暮らす高齢者や、介護養育が必要な高齢者・障害者とその家族、ひとり親等の援助が必要な家族、そして、異文化の中で生活している外国人の方等に対しては、男女共同参画の視点に立ち、安心して生活できる環境づくりが必要です。

▼当該目標における施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
IV 誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実	1. 生涯を通じた男女の健康支援	(1)生涯を通じた男女の健康保持・増進
		(2)妊娠出産に関する健康支援
		(3)乳幼児の健康支援
	2. 誰もが安心して暮らせる環境の整備	(1)高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備
		(2)援助が必要な家庭への支援
		(3)多文化共生の推進

主要課題-1

生涯を通じた男女の健康支援

男女が各々の健康状態に応じ適切に自己管理を行うことができるよう、生涯を通じた男女の健康をあらゆる面から支援するとともに、各種検診や情報提供など、その支援に努めます。

(1) 生涯を通じた男女の健康保持・増進

市民に対し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する意識の浸透を図ります。

また、男女がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようにするため、住民基本健診の実施や保健医療サービス等の情報提供に努めます。さらに、市民の健康保持・増進とともに、体力の向上を支援するための運動教室等を実施します。

(2) 妊娠出産に関する健康支援

女性の健康にとって大切な妊娠・出産期を安心して過ごせるように妊娠・出産期における女性の健康管理の充実に努めるとともに、周産期医療や小児医療の充実、母子の健康診査や相談事業など、健康増進や育児の不安解消の支援に努めます。また、妊娠・出産に関する知識の普及や妊婦及び乳児の保健管理の向上を図るための健康診断とともに、母子の健康の増進や乳幼児の健康管理等の知識普及などを図ります。

(3) 乳幼児の健康支援

乳幼児の健やかな発達を促すための教室や、保護者の子育ての不安等を解消するための各種相談事業を開催し、保護者同士の仲間づくりの支援に努めます。

主要課題-2

誰もが安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画の視点に立ち、一人で暮らす高齢者、介護養育が必要な高齢者・障害者及びその家族、ひとり親等の援助が必要な家族、異文化の中で生活している外国人の方などが、家庭や地域の中で健康で安心して暮らすための環境の整備に努めます。また、介護・養育の当事者は女性が多いという実態を踏まえ、介護・養育している家族の負担軽減を図ります。

(1) 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、高齢者の生きがいつくりや、介護予防、生活自立支援、相談体制等の充実に努めます。また、必要に応じた高齢者福祉サービス、介護保険サービス等を実施していきます。さらに、介護をしている家族の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図ります。

また、障害をもつ市民とその家族が安心して社会生活が送れるよう、生活支援や自立支援に努めます。

(2) 援助が必要な家庭への支援

ひとり親家族や援助が必要な家族の生活の安定を図るため、母子家族に対しては就職に役立つ資格取得の支援を、また、ひとり親家族に対しては学資金等の経済援助を実施します。

援助が必要な家族における健康の保持・増進、生活の安定と福祉の向上に寄与するめ、医療費の一部助成を行います。

(3) 多文化共生の推進

男女共同参画の視点に立ち、日本で働き生活する外国人が異文化の中で、安心して生活できるよう支援します。言葉や価値観の違い、地域における孤立等の困難を抱えるケースも少なくないため、行政情報の外国語による提供や相談体制の充実など、その支援に努めます。

第5章 実施事業計画

基本目標-I

男女がお互いの人権を尊重するための意識の改革

《男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し》

(1) 推進体制の整備

名称	概要	担当課等
稲敷市男女共同参画推進条例の適切な運用	男女があらゆる分野において対等に参画できる社会の実現を目指し、稲敷市男女共同参画推進条例に基づき、施策の展開を図るとともに、条例等の適切な運用を図ります。	秘書広聴課
市民意識調査・実態調査等の実施	時代の変化により市民のニーズも変化するため、意識調査を行い、市民の男女共同参画に関する意識の把握に努めます。	秘書広聴課

(2) 意識啓発事業の推進

名称	概要	担当課等
ハーモニーフォーラムの開催	男女共同参画について市民の理解と認識を深めるため、いなしき女と男のハーモニーフォーラムを継続して開催しますが、多くの市民の方に参加いただくよう、他のイベントと共同開催する等、開催方法の見直しを検討します。	秘書広聴課
男女共同参画推進事業への参加促進	国・県等が実施する研修会や講演会への参加を促すとともに、市においても男女共同参画講座を開催し、意識の醸成を図ります。	秘書広聴課
男女差別のない平等な雇用環境の整備	男女雇用機会均等法及び各種制度等の広報・啓発活動を行います。	秘書広聴課 商工観光課
男女共同参画都市宣言の検討	男女共同参画都市宣言に向けての検討を進めます。	秘書広聴課

(3) 情報提供による理解促進

名称	概要	担当課等
インターネットによる情報の提供	市のホームページを有効に活用し、これまでより内容を充実させ、男女共同参画に関する知識や情報を提供します。	秘書広聴課
広報稲敷による情報提供	広報稲敷において男女共同参画に関する情報を、特集やシリーズ化するなど、市民の皆様へ分かりやすく提供します。	秘書広聴課

(つづき)

人権を尊重した表現の推進	男女共同参画の視点に立った情報の発信について啓発を行うとともに、事業所等が発行する広報物等に対して人権への配慮がなされるよう働きかけていきます。	秘書広聴課
パソコン講座の開催	情報を読み解き、活用する能力を身につけながら、社会参加を支援します。	生涯学習課 (あずま生涯学習センター)

《男女共同参画を推進するための教育の充実》

(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

名 称	概 要	担当課等
人権教育推進事業	あらゆる教育機会において、人権尊重・男女平等意識の浸透を図ります。各学校において、各教科、道徳、特別活動など、学校教育全体を通して人権尊重の意識を高める指導を実施します。	指導室
ケータイ・ネット安全促進事業	携帯電話による、インターネット等の適切な利用に関する教育の推進や啓発活動に取り組みます。茨城県教育委員会主催の「ケータイ・ネット安全利用運動フォーラム」への参加や、各中学校に講師を招いて講演会を開催し、保護者及び生徒へ啓発を図ります。	指導室
家庭科教育の充実	男女共同参画を実現する家庭科教育の充実を図ります。小中学校の家庭科の授業において、男女ともに家庭生活への関心を高めたり、日常生活に必要な基礎的・基本的な知識・技能を身につけます。	指導室
進路指導の充実	一人ひとりの能力・適正を生かした進路指導を充実させます。児童生徒が自己の在り方、生き方を考え、主体的に自分の進路を選択できるようキャリア教育の推進を行います。	指導室
男女共同参画研修の開催	教師自身が男女共同参画社会の実現について理解を深めるとともに、教師自らの生き方について見直す研修を充実させます。	指導室
食育の充実	食に関する年間指導計画により、各給食センターの栄養士が給食の時間に各学校を訪問し、食に関する指導を行います。	指導室

(2) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

名 称	概 要	担当課等
家庭教育学級の開催	各学校で行っている家庭教育学級時（各幼稚園、小学校での親子ふれあい活動、祖父母学級、各講演会等）に男女平等についての話し合いや講話等を依頼し、男女が平等に生きるための意識を醸成していきます。	生涯学習課

(つづき)

男女共同参画講座の開催	男女共同参画に関するテーマで、講座を開催していきます。	生涯学習課
販売機立ち入り調査、ステ看板・ピラはがし	青少年健全育成のため、性や暴力などの過剰な表現のある出版物等の販売や宣伝を自粛するよう働きかけ、有害販売機立ち入り調査や、ステ看板やピラはがしを実施し、健全育成のための環境を整備します。	生涯学習課 指導室
学校施設の開放事業の実施	市内小中学校の体育館等を有料（300 円/h）にて一般に開放し、社会体育活動の場を提供し、生涯スポーツの普及促進を図ります。	生涯学習課

《男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶》

（１）男女間の暴力根絶に向けた環境づくり

名 称	概 要	担当課等
ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に関する啓発活動の実施	ドメスティック・バイオレンス防止に向けた、広報、啓発活動を実施していきます。	秘書広聴課

（２）被害者に対する支援

名 称	概 要	担当課等
住民票等の発行制限	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、ストーカー行為等の規制に関する法律に基づき、被害者からの申出があった場合は、加害者からの住民票等の請求を拒み被害者を保護します。	市民課
法律相談の実施	月 2 回法律相談を実施し、市民からの様々な相談に応じ、適切な助言・援助を行います。	総務課
人権相談の実施	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、原則毎週木曜日に相談を受けます。	社会福祉課 (人権推進室)
稲敷市要保護児童対策地域協議会の開催	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため関係機関と連携し、協力しながら対応していきます。状況に応じて代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施します。	児童福祉課 指導室
家庭児童相談の実施	児童の養育、福祉の向上を図るため家庭児童相談員による相談・指導を行います。	児童福祉課

(つづき)

障害者虐待防止対策	稲敷市障害者虐待防止センターを設置し、障害者への虐待の防止と、養護者に対する支援等を行い、障害者の権利利益を擁護します。	社会福祉課
ドメスティック・バイオレンス（DV）に係る関係機関との連携強化	ドメスティック・バイオレンスに関する相談は増加傾向にあるため、今後は更に警察署、婦人相談所等関係機関との連絡体制を強化し、相談、及び一時保護を行います。また、円滑な相談体制の整備を図ります。	秘書広聴課

(3) セクシャル・ハラスメントの防止対策

名 称	概 要	担当課等
セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発事業	セクシュアル・ハラスメント防止のための広報・啓発活動を行います。	商工観光課 秘書広聴課

基本目標-Ⅱ

男女があらゆる分野に参加できる体制の整備

《政策・方針決定過程への女性の参画促進》

(1) 審議会・委員会への女性委員の積極的登用

名称	概要	担当課等
審議会等委員への女性委員の積極的登用	女性委員の割合30%達成を目標に、女性委員の積極的登用や、女性委員のいない審議会等の解消を図るため各課へ働きかけていきます。	秘書広聴課

(2) 女性の人材育成の促進

名称	概要	担当課等
女性の能力開発支援事業	職域の拡大や能力の向上といった技術的・意識的な向上とともに、女性が持つ優位的能力を再認識し、雇用の確保を図ります。	商工観光課 秘書広聴課
起業する女性への支援	起業を目指す女性に対し、起業に関する様々な情報の提供を行います。	商工観光課 秘書広聴課
再就職支援事業	女性の再就職希望者に、雇用に関する情報の提供を行います。	商工観光課 秘書広聴課
「ハーモニーフライト」事業への参加促進	茨城県が主催する女性海外派遣事業に関する情報を提供し、積極的に参加を働きかけるとともに、参加費の一部を市から補助するなど支援を行います。	秘書広聴課

(3) 女性職員の職域拡大・管理職への登用

名称	概要	担当課等
市職員の職域の拡大・管理職への登用	適切な人事評価を行うとともに、女性の管理職の登用促進に向けて、女性職員に多様な職種を経験させるなど、人材育成を図ります。	総務課

《男性、子供にとっての男女共同参画》

(1) 男性、子どもにとっての男女共同参画の理解促進

名 称	概 要	担当課等
男性の生活的自立に関する講座の開催	男性も家事・育児・介護等へ参加し、男女が互いの協力によりバランスのよい家庭生活を築くための講座（男の料理教室等）を開催し、家庭生活への参画の促進を図ります。	生涯学習課 （公民館） 秘書広聴課
子どもへの男女共同参画の啓発	子どもの頃から男女共同参画の意識を高めるため、各小学校において出前講座の開催を検討します。	秘書広聴課 指導室など

《地域社会における男女共同参画の推進》

(1) 地域活動における男女共同参画

名 称	概 要	担当課等
まちづくりのあり方についての調査・研究	ボランティア・NPO 活動、地域コミュニティ活動、市民と行政との役割分担のあり方や、稲敷市の地域性を活かした協働のあり方、新しい地域コミュニティのあり方などについて、必要に応じて「まちづくり市民討議会」を開催し、調査・研究を進めていきます。	企画課
各種審議会等への市民参加の推進	各種審議会等への市民公募委員の参画やパブリックコメントによる意見や提案など、政策形成過程への積極的な市民参加の推進を図っていきます。	企画課
区長会連合会	地域社会の基礎的な単位である行政区（自治会）活動に、女性の積極的な参加を促すとともに、女性区長（自治会長）の登用を推進していきます。	総務課
ボランティア・NPO活動の育成支援	提供するサービスを効果的に活かすために、活動団体の支援はもちろん、地域の人材を発掘するとともに、「向こう三軒両隣」の助け合い運動が再生できるよう、地域のボランティア等の人材育成や、福祉活動団体の支援・強化に努めていきます。	社会福祉課 （社会福祉協議会）
相談支援体制の充実	家庭全員で介護を担うことへの理解を深めるとともに、事業所や関係機関と連携しながら、要支援者に対しては、民生委員児童委員への円滑な情報提供を促すとともに、地域ケアシステムの機能を十分活用しながら、早期問題解決に向けての支援に努めていきます。	社会福祉課
地域福祉活動拠点の整備	市民ボランティアの活動拠点となるボランティアセンターを中心に、市民誰もが、保健・福祉・医療などといった分野のボランティアに関心を持ち、活動できるよう、情報発信の「ひろば」的な場の提供、団体間のネットワーク化を図るなど、支援体制づくりに努めていきます。	社会福祉課 （社会福祉協議会）

(つづき)

啓発活動と地域福祉学習の充実	男女共同参画の社会づくりに向けて、地域住民を対象に、地域福祉に関する講演会や学習の機会、福祉コミュニティづくりなどの支援を行います。また、学校との連携により、保護者を対象に、お互いが認め合い、尊重する意識や自らが生きる喜びを感じ取ることができるよう、男女相互に地域活動を促す啓発や学習の場を提供していきます。	社会福祉協議会
----------------	--	---------

(2) 防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画

名称	概要	担当課等
女性消防団の育成	女性消防団を育成し、防災・防火に対するPR活動、女性消防団活性化促進大会への参加、市防災訓練時の心肺蘇生法の指導、各戸への防火診断、児童を対象とした防火紙芝居を実施します。	生活環境課
防犯活動の推進	地域住民の安全・安心に対する、防犯意識の高揚を図るために防犯キャンペーンや防犯パトロールを実施します。	生活環境課
交通安全の推進	地域住民の交通安全に対する、ルールやマナー等を交通安全キャンペーンや交通安全教室、立哨活動を通して、周知・啓発を実施します。	生活環境課

基本目標-Ⅲ

男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

《男女の仕事と生活の調和》

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

名 称	概 要	担当課等
ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を広報等により提供し、啓発・普及に努めます。	秘書広聴課
市職員の時間外勤務の短縮	職場の業務量を把握し適切な人事配置を行うとともに、週1階のノ一残業ディの徹底を図るなど、時間外勤務の縮減を行います。	総務課

(2) 仕事と子育ての両立支援

名 称	概 要	担当課等
幼稚園における預かり保育の実施	男女がともに働きやすい環境づくり、仕事と家庭の両立支援や子育て支援の充実の達成に向けて、預かり保育を実施し、その充実を図ります。	教育学務課
保育所事業の実施	保護者の労働、疾病その他の理由により家庭で保育することができない幼児を、家庭の保護者に代わって保育します。通常保育事業、一時保育、土曜保育、0歳児保育、障害児保育、管外保育の委託・受託等の特別保育事業を実施します。	児童福祉課
放課後児童健全育成事業の実施（児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後また長期休業日に専任職員を置き、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	児童福祉課
子育て支援センター	市内4カ所に子育ての拠点となる場所を提供し、子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行います。	児童福祉課 (子育て支援センター)
子育て情報配信事業の実施	子育て情報配信事業（COCOLOカフェ開設）により、公立民間を含め4施設の情報配信を行い、子育てについての情報をリアルタイムで配信します。	児童福祉課 (子育て支援センター)
ファミリー・サポートセンター事業の実施	地域において育児の援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、育児について助け合うネットワークをつくり、支援を行います。	児童福祉課 (子育て支援センター)

(つづき)

児童手当支給事業	児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を目的とし支給します。	児童福祉課
----------	---	-------

《雇用の場における均等な機会と待遇の確保》

(1) 地元企業における就労環境の整備支援

名称	概要	担当課等
制度普及啓発事業	育児休業、介護休業などの制度の周知及び取得活用の促進を、事業所に対し啓発を行います。また、併せて労働時間短縮等の啓発も行います。	商工観光課 秘書広聴課
女性の就業環境整備促進事業	パートタイム労働者、派遣労働者の労働条件の向上のための就業環境の整備を促進するため、事業所等に対し関係法令等の周知や、国県所管機関からの情報等の提供を行います。	商工観光課 秘書広聴課
女性の就労継続支援事業	女性の働く権利保障について意識啓発を行うとともに、事業所等に対しても情報提供を行います。	商工観光課 秘書広聴課

(2) 多様な働き方の支援

名称	概要	担当課等
家族経営協定の締結促進	茨城県稲敷地域農業改良普及センターとともに、農業に従事する女性が家族従業員として果たしている役割の適正な評価がされるよう啓発・締結促進に努めます。	農政課
女性農業士の活動支援	茨城県稲敷地域農業改良普及センターとともに、地域のリーダーとして活躍できるよう女性農業士の活動を支援します。	農政課
女性グループによる直売所等活動支援	女性農業者の起業や経営参画を促進するため、情報交換・相互親睦を行いながら地域の農家で生産された新鮮な農産物を市内外のイベント等において、直接消費者に販売する女性グループの活動を支援します。	農政課
新就業形態普及促進事業	在宅勤務、SOHO等の新就業形態の浸透・普及促進を図るため、いばらき就職支援センターが実施する、出張就職相談会や就職活動支援セミナーの参加を促します。	商工観光課

基本目標-Ⅳ

誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実

《生涯を通じた男女の健康支援》

(1) 生涯を通じた男女の健康保持・増進

名 称	概 要	担当課等
公民館講座の開催	市民の心身の健康づくりのための、講座を開催します。	生涯学習課 (公民館)
健診に係る広報推進事業の実施	特定健康診査や各種健診の必要性について周知を図り、受診しやすい体制づくりに努め、受診率の向上を図ります。	保険課
医療福祉事業(マル福)の実施	妊産婦、乳児、幼児(未就学児)を対象として、医療費の助成を行い、子育て家庭への支援を図ります。※市単独事業で中学3年生まで対象としています。	保険課
住民基本健診の実施	各保健センターにおける総合健診(胃がん・腹部超音波検診を含む)及び、各地区の公民館及びコミュニティセンターを使用して地区健診を実施します。	健康増進課
各種がん検診の実施	全死亡率の3割を占める「がん」について、各保健センターにおいてがん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳)を実施し、「がん」の早期発見に努めます。	健康増進課
その他検診の実施	腹部超音波検診、骨粗しょう症検診を実施します。骨粗しょう症については、早期発見・早期治療が重要であるため、対象者に個別に通知を行い実施します。	健康増進課
各種健康教室の開催	市民の健康を、維持・増進していくために各種健康教室を開催します。 (ウォーキング教室、体カアップ教室、簡単シェイプアップ、フィットネストレーニング、チェアエクササイズ、ポール&リフレッシュ体操、トレーニング講習、ウォーキング大会、出前健康教室)	健康増進課
女性の健康教室の開催	貧血・骨粗しょう症等、女性に多い疾病について健康教室を開催します。	健康増進課
住民健康相談の実施	月1回住民健康相談を実施します。保健師、栄養士が対応し健康についての相談のみでなく、精神的身体的な相談も行います。精神的に問題があるときは、こころの健康相談へ引き継いでいきます。	健康増進課
こころの健康相談の実施	月1回こころの健康相談を実施します。精神保健福祉士が対応し、こころの悩みについて相談を受けます。	社会福祉課

(つづき)

こころの体温計	携帯電話等からアクセスすることで、メンタルヘルスチェック（ストレス度）を簡単に行う事が出来ます。	社会福祉課
健診事後相談の実施	健診終了後、健診結果に基づき、栄養士・運動指導士・保健師による健康相談を行います。生活習慣を改めることにより、健康な生活が送れるよう指導します。	健康増進課
健診時栄養相談の実施	健診時に血圧・尿検査等の結果に基づき、食生活改善に向けて栄養士による栄養相談を行います。	健康増進課

(2) 妊娠出産に関する健康支援

名称	概要	担当課等
マタニティスクールの開催	妊婦やその家族を対象に、安心して妊娠期を送れるよう、妊娠・出産及び育児等の指導・助言を行うとともに、母親同士の仲間づくりの支援を目的とし開催します。	健康増進課
子宮がん・乳がん検診の実施	各保健センターにおいて子宮がん・乳がんの検診を実施し、早期発見、早期治療に努めます。	健康増進課

(3) 乳幼児の健康支援

名称	概要	担当課等
家庭教育相談の実施	育児や家庭教育に関する悩みに専門のアドバイザーが相談に応じ、子育ての孤立化や不安の解消を図ります。	生涯学習課
乳幼児健診の実施	3ヶ月児、1歳6ヶ月児、2歳児（歯科）、3歳児において、安心して子育てが出来るよう健診を行います。	健康増進課
家庭訪問の実施	保健師による第1子（新生児～生後2ヶ月前後）の家庭訪問を行う事で、母子の身心の状況を把握し、様々な不安や悩みに対し助言を行います。	健康増進課
子育てひろばの開催	5ヶ月～7ヶ月児を対象に絵本の読み聞かせ、赤ちゃん体操、事故防止、離乳食の実習、母親の仲間づくりを目的に開催します。	健康増進課
離乳食相談の実施	離乳食、育児について個別相談を実施します。	健康増進課
のびのび教室の開催	各健診で支援・指導が必要と思われる子どもへの支援を行います。	健康増進課
親子相談の実施	集団指導には向かない子どもの個別指導を行います。	健康増進課

《誰もが安心して暮らせる環境の整備》

(1) 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備

名称	概要	担当課等
高齢者学級の開催	生涯を通して心身ともに元気で楽しく生活が出来るよう、運動・講話などの講座を開催します。	生涯学習課
年金業務に係る広報推進事業の実施	年金受給権を確保するための相談及び制度の啓発を実施します。	保険課
老人クラブ助成事業の実施	高齢者自らが生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を支援するため助成を行います。	高齢福祉課
高齢者の生きがいと健康づくり事業の実施	高齢者が行う健康保持・増進活動（各種スポーツ大会等）や、生きがい活動（社会奉仕活動等）を支援するため助成を行います。	高齢福祉課
シルバー人材センター助成事業の実施	高齢者が健康で生きがいと自立を目指し、就業を通じて会員がお互いに協力して仕事を行い、併せて地域社会に貢献する活動を支援するために助成を行います。	高齢福祉課
高齢者福祉サービス事業の実施	高齢者の自立を支援のため、配食サービス、緊急通報システム、愛の定期便（ヤクルト）、紙おむつ支給サービス、徘徊高齢者家族支援サービス、シルバーカー購入費補助、給食サービスを行います。	高齢福祉課
介護保険事業の実施	介護保険法に基づき、介護保険料の賦課徴収、介護認定、介護サービスの給付等を行います。	高齢福祉課
地域支援事業（介護特会）の実施	要支援・要介護状態になる前からの介護予防が重要であることから、効果的な介護予防サービスを行います。	高齢福祉課
地域ケアシステム推進事業の実施	支援を必要とするお年寄りや身体の不自由な方がご家庭や地域で安心して暮らせるように、保健、福祉、医療の関係者が連携して、一人ひとりの状況に合わせてケアチームを編成し、地域の方々とともに総合的な在宅福祉サービスを提供します。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)
障害者の社会参加促進事業の実施	障害者が生涯を通じて、自分の学びたいこと、活動したいことに取り組めるよう市民行事などの周知に努め、積極的に交流の機会を提供します。また、県で実施している「障害者スポーツ大会」や近隣市町村と共同開催による「地域身体障害者スポーツ大会」へ積極的に参加します。	社会福祉課

(つづき)

障害者の就労支援事業に実施	ハローワークや事業所及び関係機関等と連携し、民間企業における就労機会の拡充、受入れ体制の促進を図ります。	社会福祉課
障害者向けの広報推進事業の実施	自立支援制度の周知、推進を図るとともに、障害者が地域のなかで安心して生活を送れるよう、地域における障害者への正しい知識、理解を深め共に生きる心をもって接するよう、広報・啓発に努めます。	社会福祉課
障害者自立支援センター運営事業の実施	障害者の自立支援事業として、障害のある方に自立した日常生活、社会生活ができるよう必要な知識・能力の向上を図るため、生活介護、生活訓練、就労継続支援等の事業を実施します。また、地域活動支援センターでは創作活動、生産活動、訓練等の事業を行うとともに給付事業の利用促進を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
障害者向けの地域生活支援事業の実施	在宅で生活している障害者、障害児やその家族へ、相談支援、移動支援、日常生活用具給付、日中一時支援、手話通訳派遣等の、サービスを提供します。また、地域活動支援センター事業等の社会参加や、地域生活を高めるための支援事業及び「自立支援協議会」事業を行います。	社会福祉課
障害者（児）手当給付事業の実施	重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の一助として支給する特別障害者手当等、難病患者に対し支給する難病患者支援費、障害児の介護に当たる保護者とその家族の精神的、身体的労苦に報いるために支給する在宅心身障害児福祉手当、これらの手当を支給することにより障害者の生活を支援します。	社会福祉課
居住環境整備事業の実施	障害者が在宅で安心して生活を送れるよう、一部助成を行い住宅環境のバリアフリー化の推進を図ります。	社会福祉課
こころのリハビリの開催	月1回こころのリハビリ（スポーツ、料理）を実施し、精神障害者の社会生活への復帰を支援します。	社会福祉課

(2) 援助が必要な家庭への支援

名 称	概 要	担当課等
児童扶養手当支給事業	父母が離婚するなどして、父又は母の一方からしか養育を受けられない一人親家庭などの児童のために手当を支給します。	児童福祉課
医療福祉事業（マル福）の実施	母子、父子家庭の親子を対象として、医療費の助成を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。	保険課
子育て短期支援事業の実施	保護者が疾病・事故・冠婚葬祭等により一時的に養育が困難となった場合に、乳児院・児童養護施設への入所費用を世帯区分により助成します。	児童福祉課

(つづき)

母子福祉資金貸付制度	母子家庭を対象とし、無利子（一部有利子）で貸付を行います。	児童福祉課
母子家庭高等技能訓練促進費交付事業の実施	母子家庭の母親が、看護師、介護福祉士、保育士などの専門的な資格を取得するために養成機関で2年以上修業する場合、修業期間中の生活費の負担を軽減するために支給します。また、入学金の負担を考慮した入学支援修了一時金についても支給します。	児童福祉課

(3) 多文化共生の推進

名 称	概 要	担当課等
国際化推進事業（稲敷市国際交流協会）の実施	「稲敷市国際交流協会」が中心となり、通訳ボランティアの登録制度の確立や各種講座の開催、生活に必要な広域的な情報を盛り込んだ多言語版のハンドブックを作成・配布等の事業を検討し、市内に住む外国人が暮らしやすいまちづくりを目指します。また、その年の国際交流活動をまとめた広報紙「姉妹都市」を発行します。	企画課
稲敷市親善大使海外派遣・訪問団受入事業の実施	市内の中高生を対象に行っている事業で、姉妹都市であるカナダ・サーモンアーム市へ親善大使を派遣し、派遣費用の半額を市が補助します。また、サーモンアーム市からの訪問団受入れも行っており、滞在中様々な交流活動を行います。	企画課 指導室

第6章 計画の推進体制

男女共同参画社会を実現するため、「稲敷市男女共同参画推進条例」、「第2次稲敷市男女共同参画計画」に基づき、推進体制の充実、着実な進行管理に取り組んでいきます。

1. 計画の推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の充実

第2次稲敷市男女共同参画計画をより効果的に、かつ実効性のあるものとするためには、全庁的に行政課題としての認識を持って取り組むことが必要です。そのため、庁内に稲敷市男女共同参画庁内推進会議や下部組織として幹事会を組織し、全庁的な連携体制を確立して、総合的、効率的な観点から計画を推進します。

(2) 稲敷市男女共同参画推進協議会

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、家庭、学校、地域、行政等、あらゆる分野において推進されるべきものです。

そのため、市民の参画により男女共同参画社会の実現を目指す組織として、稲敷市男女共同参画推進協議会を運営します。この協議会は、稲敷市の男女共同参画社会形成を推進するための様々な事業について協議するものとし、関連団体の代表者や市民からの一般公募による委員で構成します。

2. 関係機関との連携強化

(1) 市民・団体・事業所との連携

男女共同参画の実現のためには、行政による各施策の計画的推進とともに、市民一人ひとりの意識改革や自主的な行動が欠かせません。市民・団体・事業所等、稲敷市を支える全ての人と行政が連携し、相互にパートナーとして協働しながら、施策を推進していきます。

(2) 国及び県、近隣市町村等の関係機関との連携

男女共同参画に関する施策については、就労・医療・相談事業等、稲敷市単独で行うことが困難な広域的、専門的な事業が多くあることから、国及び県、近隣市町村等の関係機関と連携を図りながら、施策を推進していきます。

3. 着実な進行管理

計画の進行管理については、施策及び実施事業について進捗状況を把握し、施策の達成度や効果等を分析するとともに、必要に応じて事業等の見直しに反映していきます。また、その結果について年次報告書を作成し、市民に公表します。

付 属 資 料

稲敷市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条—第19条）

第3章 男女共同参画審議会（第20条）

第4章 補則（第21条）

附則

21世紀をむかえ、社会は少子高齢化の加速化や経済活動の国際化、高度情報社会の進展など様々な変化が急速に進んでいる状況にあります。

このような状況に的確に対応していくためには、地域に暮らす住民一人ひとりが、その能力を発揮できる社会、すなわち男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現は大変重要な課題となっています。

我が国では、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀における最重要課題と位置付け、総合的な施策の推進の重要性を示しています。

平成17年にスタートした稲敷市が将来像として掲げる「みんなが住みたい素敵なまち」を目指し新しいまちづくりを進めるためには、男女の別にかかわらず、いつでも、どこでも、だれからも大事にされていると実感でき、自分の意思で自由に生き方を選択することのできる社会の実現が必要です。

よって、ここに市、市民、事業者が一体となって男女共同参画社会の形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあら

ゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受し、いきいきと生きていけることをいう。

(2) 積極的改善措置 意思決定の場に参画する機会及び社会的便宜を享受する機会等において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 市内に居住する者、勤務する者又は在学する者をいう。

(4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 他の者の意思に反し、性的な言動等により不快感や不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号の基本理念に基づいて、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）で推進されなければならない。

(1) 男女が、性別によって差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を發揮する機会が均等に確保され、その人権が尊重されること。

(2) 性別によって慣習的に固定された役割分担に基づく社会制度又は慣行をなくし、男女が自由に自分にふさわしい生き方を選択できるよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は地域及び民間の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の対等な一員としての役割を果たし、かつ、就労をはじめとする社会活動に参画できるよう配慮されること。

(5) 男女共同参画の推進に向けた取組みが国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮して、国及び県の動向のみならず、広く国際社会の動向に留意すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、国、県及び他の地方公共団体と情報交換しつつ、市民及び事業者と協力して男女共同参画推進施策を実施しなければならない。

3 市は、男女共同参画推進施策以外の施策においても、積極的に男女共同参画を推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女平等及び男女共同参画についての理解を深め、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において男女共同参画の実現に努めるとともに、市が実施する男女共同参

画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女平等及び男女共同参画についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の実現に努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 市民のだれもが、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする権利侵害及び差別的な取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 市長は、男女共同参画の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の実現に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、これを公表する。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第20条に規定する稲敷市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずる。
- 3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第9条 市は、男女共同参画に関して広く市民及び事業者の理解を深めるため、積極的に情報の提供及び啓発活動を行う。

(市民及び事業者への支援)

第10条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の実現に向けた活動を支援するため、当該活動に必要な情報の提供及び資金的援助その他の支援を行うよう努める。

(男女共同参画の実現に関する教育)

第11条 市は、学校教育その他あらゆる教育の場において、男女共同参画の実現に配慮した教育の充実が図られるよう努める。

- 2 市民は、将来を担う子供たちの教育に関し、幼少期から家庭及び地域で男女共同参画の実現に配慮した教育を行うよう努める。

(家族経営的な農業及び商工業等の分野における男女共同参画の実現)

第12条 市は、家族経営的な農業及び商工業等の分野における男女共同参画を確立するため、家族全員が主体的にその能力を十分発揮し適正な評価を受け、経営及びこれに関連する活動

に参画する機会を確保するための環境整備に努める。

(家庭生活とその他の活動との両立支援)

第13条 市は、家庭生活における男女共同参画を実現するため、男女が共に育児、介護その他の家庭生活における活動と社会のあらゆる分野における活動との両立が円滑にできるよう、必要かつ十分な支援を行うよう努める。

(積極的改善措置)

第14条 市は、社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努める。

2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数がほぼ同数になるよう努める。

3 市は、男女共同参画を推進するため、職員の能力開発を進めるとともに、その能力と適性に応じて、適切に人材を配置するよう努める。

(推進体制の整備等)

第15条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な推進体制の整備及び財政上の措置、その他必要な措置を講ずるよう努める。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画を実現するために必要な情報収集及び調査研究を行う。

(苦情等の処理)

第17条 市民及び事業者は、男女共同参画の実現に関する施策若しくは男女共同参画の実現に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は相談その他の意見があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申し出を受けたときは、関係機関等と連携及び協力を行い、適切な措置を講ずるよう努める。

(年次報告)

第18条 市長は、男女共同参画の実現に関する施策の実施状況等について、毎年報告書を作成し、市民に公表する。

(男女共同参画推進月間)

第19条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置等)

第20条 男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するた

め、稲敷市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）基本計画に関する事項

（2）男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、必要に応じ市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

男女共同参画審議会委員(H24.11.28～H26.11.27)

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
関係機関 及び団体の 構成員	さか もと し ろう 坂 本 至 朗	いなしき女と男蒼風の会会長	会長
	よし おか こ 吉 岡 かつ子	人権擁護委員	副会長
	く ぼ き 久保木 く ら	稲敷市ボランティア連絡協議会役員	
	かい つか さち よ 貝 塚 祥 代	茨城県男女共同参画推進員、 いなしき女と男蒼風の会	
	こう だ きみ こ 幸 田 君 子	稲敷市商工会理事女性部長	
	すぎ もと まさ とし 杉 本 雅 俊	ネスレ日本株式会社霞ヶ浦工場 人事総務課長	
	たか ぎ ひとし 高 木 均	稲敷市 PTA 連絡協議会会長	
市 民	いの うえ むつ し 井 上 睦 士	稲敷市ボランティア連絡協議会会長、 シルバー人材センター理事	
	おか の やす こ 岡 野 泰 子	株式会社 岡野物産	

茨城県男女共同参画推進条例

前文

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

い。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4 条県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5 条県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6 条事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7 条男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年11 月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第15 条県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第16 条県は、付属機関(地方自治法(昭和22 年法律第67 号)第138 条の4 第3 項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第17 条知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1 項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18 条知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3 章性別による権利侵害の禁止

第19 条何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付則

(施行期日)

1 この条例は、平成13 年4 月1 日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和38 年茨城県条例第45 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 知事の付属機関の表中

「

茨城県青少年健全育成審議会	青少年の健全な育成に関する重要事項及びその総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。
---------------	--

」

を

「

茨城県男女共同 参画審議会	茨城県男女共同参画推進条例（平成 13 年茨城県条例第 1 号）に規定する事項その他の男女共同参画に関し必要と認める事項について調査審議すること。
茨城県青少年健 全育成審議会	青少年の健全な育成に関する重要事項及びその総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。

」

に改める。

男女共同参画社会基本法

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が

性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別における固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同

参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

い。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及

び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 略

附則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 略

附則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

男女共同参画基本計画（第3次）の概要

男女共同参画社会とは・・・

男性も女性も全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる社会



第3次男女共同参画基本計画

- ・平成22年12月17日閣議決定
- ・男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定する基本計画

特徴

① 経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設

③ 2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進

② 実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定

④ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調

構成

第1部 基本的な方針

基本的な考え方

- ① 男女共同参画会議の答申に示された基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定し、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。
- ② 固定的性別役割分担意識を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、政府が一体となって府省横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図る。
- ③ 女子差別撤廃条約の最終見解における指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な概念や考え方を重視し、国際的な協調を図る。

今後取り組むべき喫緊の課題

- ① 実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進
- ② より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- ③ 雇用・セーフティネットの再構築
- ④ 推進体制の強化

第2部 施策の基本的方向と具体的施策（重点分野）〔★印は新設分野〕

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画★
- 第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 第5分野 男女の仕事と生活の調和
- 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★
- 第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★
- 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第10分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画★
- 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進
- 第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★
- 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

第3部 推進体制

- ① 国内本部機構の強化
- ② 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実
- ③ 第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化
- ④ 地方公共団体や民間団体等における取組への支援

相談窓口一覧

1. 稲敷市秘書広聴課

相談内容：男女共同参画に関する相談、配偶者からの暴力に関する相談

電話：029-892-2619（平日8:30～17:15）

2. 女性プラザ男女共同参画支援室

相談内容：起業、再就職、地域・団体活動等の様々な分野へのチャレンジに関する相談

電話：029-233-3982（平日9:00～17:00）

3. 茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会（女性プラザ男女共同参画支援室）

相談内容：男女共同参画に関する苦情・意見

電話：029-233-7837（平日9:00～17:00）

4. 茨城県婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）

相談内容：女性に関する相談、配偶者からの暴力に関する相談

電話：029-221-4166（平日9:00～21:00 土日祭日9:00～17:00）

5. 茨城県警察本部（県民安心センター）

相談内容：ストーカー行為、配偶者からの暴力に関する相談

電話：029-301-0110（代表）

6. 厚生労働省茨城労働局雇用均等室

相談内容：職場におけるセクシャル・ハラスメントに関する相談

電話：029-224-6288（平日8:30～17:15）

稲敷市 市長公室 秘書広聴課

〒300-0595 茨城県稲敷市江戸崎甲 3277 番地 1

TEL029-892-2000 FAX029-893-0388

E-mail : hisyokouchou@city.inashiki.lg.jp